

## 平成 30 年第 3 回野洲市議会定例会提出案件

### 1 繰越計算書の報告 2 件

#### □報告第 1 号 平成 29 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として担い手確保・経営強化支援事業補助金他 6 件の事業について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

#### □報告第 2 号 平成 29 年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

三上地区配水管布設工事実施設計業務委託事業 1 件について繰り越しを行ったので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により繰越計算書にて報告する。

### 2 補正予算 2 件

#### □議第 55 号 平成 30 年度野洲市一般会計補正予算(第 2 号)

##### ①予算額

- ・補正前予算額 20,076,451 千円
- ・補正額 5,096 千円
- ・補正後予算額 20,081,547 千円

##### ②補正の概要

###### 【歳入】

- ・母子生活支援施設措置に伴う措置費の財源として国庫支出金の増額(1,694 千円)、県支出金の増額(847 千円)
- ・生活保護費の基準額等改正に伴うシステム改修委託料の財源として国庫支出金の増額(810 千円)
- ・財源調整として繰越金の増額(1,745 千円)

###### 【歳出】

- ・母子生活支援施設措置に伴う措置費を増額(3,388 千円)
- ・生活保護費の基準額等改正に伴うシステム改修委託料を増額(1,620 千円)

#### □議第 56 号 平成 30 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第 1 号)

##### ①予算額

- ・補正前予算額 46,177 千円
- ・補正額 34 千円
- ・補正後予算額 46,211 千円

##### ②補正の概要

###### 【歳入】

- ・「野洲市さくら墓園合葬式施設整備検討委員会」設置に係る財源として基金からの繰入金を増額（34 千円）

**【歳出】**

- ・「野洲市さくら墓園合葬式施設整備検討委員会」設置に係る報酬を計上（117 千円）
- ・「野洲市さくら墓園合葬式施設整備検討委員会」設置に伴い報償費を減額（▲107 千円）

**3 条例の制定・改廃 6 件**

**□議第 57 号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例**

平成 30 年度に新たに設置される附属機関を追加する。

①概要

- ・「野洲市胃がん検診事業運営委員会」「野洲市さくら墓園合葬式施設整備検討委員会」及び「野洲市自殺対策計画策定委員会」を加える。
- ・「障がい者基本計画等策定委員会」の名称に「野洲市」を冠する。

施行日 公布の日

**□議第 58 号 野洲市職員定数条例の一部を改正する条例**

市立野洲病院の設置に伴う病院職員の採用にあたり、職員定数の改正を行う。

①概要

- ・職員の事務部局に「病院事業」を加える。
- ・「病院事業の企業職員 270 人」を加える。
- ・職員定数の合計「476 人」→「746 人」

施行日 平成 31 年 7 月 1 日

**□議第 59 号 野洲市税条例等の一部を改正する条例**

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・第23条第3項 人格のない社団等について電子申告義務化に係る規定を適用しないとする（法改正に合わせて改正）

施行日 平成32年 4 月 1 日

- ・第24条第1項 障害者、未成年、寡婦又は寡夫に対する非課税措置の合計所得要件を125万円から135万円に引上げる。

施行日 平成33年 1 月 1 日

- ・第24条第2項 控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備

○控除対象配偶者→同一生計配偶者

○基準額に10万円を加算

施行日 平成31年1月1日

- ・第34条の2 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については基礎控除が適用できないこととする。

施行日 平成33年1月1日

- ・第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については調整控除が適用できないこととする。

施行日 平成33年1月1日

- ・第36条の2 年金所得者にかかる配偶者特別控除の申告要件の見直し。

施行日 平成31年1月1日

- ・第92条 製造たばこの区分を新たに創設

施行日 平成30年10月1日

- ・第93条の2 喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「過熱式たばこ」の区分を創設する。

施行日 平成30年10月1日

- ・第94条 加熱式たばこに係る課税方式の見直し。「重量」と「価格」を紙巻きたばこの本数に換算する方式とし、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行)

施行日 平成30年10月1日

- ・第95条 たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。

○平成30年10月1日 5,262円→5,692円

○平成32年10月1日 5,692円→6,122円

○平成33年10月1日 6,122円→6,552円

施行日 平成30年10月1日

附則第5条 個人の市民税の所得割の非課税限度額の引上げ

○基準額に10万円を加算

施行日 平成33年1月1日

#### □議第60号 野洲市土地開発基金条例の一部を改正する条例

今後の活用見込みを考慮し、適正な基金保有額とするため、土地開発基金の額を改める。

- ・基金の額 365,600千円→60,000千円

施行日 公布の日

#### □議第61号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険法施行令等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

- ・引用する条項を改める。

施行日 平成 30 年 8 月 1 日

**口議第 62 号 野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

介護保険法施行規則の一部改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

- ・前回の改正条例の経過措置規定を削除する。

施行日 公布の日

**4 その他 1 件**

**口議第 63 号 事業契約について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）**

次のとおり事業契約を締結するため民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 野洲市余熱利用施設整備運営事業
- 2 契約金額 2, 523, 383, 761 円
- 3 契約の相手方 野洲すいむ 8 N E X T - P F I 株式会社  
代表取締役社長 浮穴 浩一